

技術提案書を特定するための基準

評価項目		評価のウエイト
評価の着目点		
判断基準		
管理技術者の経験（様式－２）		
業務経験		
業務実績		
同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。		
①同種業務の実績を有する者。		① 10
②類似業務の実績を有する者。		② 5
主任技術者の経験及び能力（様式－３）		
資格要件		
技術者資格		
技術者資格を以下の項目で評価する。 なお、各々の資格の詳細については2.（2）1）による。		
①・技術士（総合技術監理部門（建設部門関連科目）または建設部門）		① 5
②・国土交通省登録技術者資格		② 4
③・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級） ・RCCM（技術士の部門と同様の部門に限る）		③ 3
		上記以外は特定しない。
業務経験		
業務実績		
同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。		
①・同種業務の実績を有する者。		① 5
②・類似業務の実績を有する者。		② 3
専門技術力		
業務成績		
業務説明書5.（2）1）に示す実績の平均業務評定点を以下の順位で評価する。		
評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。		
また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。		
1) 国交省等発注の実績		① 25
2) マネジメントした実務経験		② 20
		③ 15
		④ 10
		⑤ 5
		⑥ 0
		上記以外は特定しない。
なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は加点しない。		
① 80点以上		
② 79点以上80点未満		
③ 78点以上79点未満		
④ 77点以上78点未満		
⑤ 76点以上77点未満		
⑥ 60点以上76点未満		

	<p>令和6年度に完了した業務について、担当した国交省等発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の業務評定点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。</p> <p>なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者又は担当技術者とする。</p>	<p>－ 5</p>
	<p>優良表彰</p>	
	<p>業務説明書（共通事項）5.（2）2）に示す優良表彰等を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>但し、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>+なお、評価対象業務の業種区分は2.（1）1）に限る。</p> <p>①・国交省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。 <p>②・国交省等の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験がある者。 ・事業促進PPP業務を管理技術者又は主任技術者の立場で従事した経験がある者。ただし、当該実績の業務評定点が業務成績の評価区分で①から③に該当するものであること。 <p>③・関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。</p>	<p>① 5 ② 3 ③ 1</p>
<p>実施方針</p>	<p>（様式－5）</p>	
	<p>業務理解度</p>	
	<p>目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</p>	<p>10</p>
	<p>対応方針</p>	
	<p>適切な対応方針が示されている場合に優位に評価する。</p>	<p>20</p>
	<p>実施体制</p>	
	<p>業務内容、規模、不確定要素に応じた実施体制が示されている場合に優位に評価する。</p>	<p>20</p>
	<p>なお、業務の目的の理解がされておらず、対応方針や実施体制の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。</p> <p>また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。</p>	
<p>特定テーマに関する技術提案</p>		
<p>特定テーマ</p>		
	<p>【管理技術者に対する特定テーマ1】（様式－6）</p>	
	<p>個別施設計画に基づいた橋梁補修等における、本業務の事業マネジメントを的確に実施する上での留意点</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業促進PPPの目的と実務経験を踏まえた提案内容であることが伺え、ポイントの着眼点が的確で、本業務に有効である場合に優位に評価する。 ・提案内容に具体性があり、説得力がある場合に優位に評価する。 ・業務の専門技術力もしくは実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 ・また、参考見積の対象外の提案については加点しない。 	<p>40</p>
	<p>【主任技術者に対する特定テーマ2】（様式－7）</p>	
	<p>個別施設計画に基づいた橋梁補修等及び、橋梁等の点検・設計業務に対する指導・調整等及び関係機関協議等を効率的に実施する上での留意点</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業促進PPPの目的と実務経験を踏まえた提案内容であることが伺え、ポイントの着眼点が的確で、本業務に有効である場合に優位に評価する。 ・提案内容に具体性があり、説得力がある場合に優位に評価する。 ・業務の専門技術力もしくは実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 ・また、参考見積の対象外の提案については加点しない。 	<p>40</p>

ヒアリングによるコミュニケーション力		
コミュニケーション力	管理技術者 ・ 特定テーマに対する技術提案の説明能力が高い場合に優位に評価する。 ・ 質問に対するレスポンスが高い場合に優位に評価する。 ・ 質問に対する回答のわかりやすさ、的確さが高い場合に優位に評価する。 ・ 業務内容の理解度が低い場合には特定しない。	10
	主任技術者（評価テーマを求めた技術者） ・ 評価テーマに対する技術提案の説明能力が高い場合に優位に評価する。 ・ 質問に対するレスポンスが高い場合に優位に評価する。 ・ 質問に対する回答のわかりやすさ、的確さが高い場合に優位に評価する。 ・ 業務内容の理解度が低い場合には特定しない。	10
参考見積		
参考見積りの妥当性	・ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。 ・ なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積りを依頼する場合があります。	数値化しない

評価項目	評価のウエイト
判断基準 ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	
5. (2) 2) カ) に示すワーク・ライフ・バランス等推進企業について、以下のいずれかで評価する。 ① ・ 5. (2) 2) カ) に示す評価基準を満たす認定を受けている。 ② ・ 上記以外	① 0.5 ② 0

プロポーザル評価表(総合評価型・技術者評価型)

1. 件名 R8東京国道事務所管内橋梁補修事業監理業務
 2. 所属事務所 東京国道事務所
 3. 技術提案書の特定通知日 令和8年3月4日

業 者 名	技術評価点の内訳						技術評価点 合計	備考	摘要
	予定技術者の 資格及び実績等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	特定テーマ	コミュニケーション力	WLB等推進企業 の評価			
評価のウエイト	20	30	50	80	20	0.5	200.5		
日本工営(株)	20.0	20.0	33.9	48.0	12.0	0.5	134.4		特定
(株)ドーコン	13.0	23.0	30.0	47.9	11.2	0.5	125.6		